

令和4年度第4回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年7月27日(水) 午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	露木	聖一
2番	原	恵子	8番	関山	節夫
3番	秋山	啓治	9番	水島	寿徳
4番	中村	隆一	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	山口	尚人
主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

6番	倉持	純子	8番	関山	節夫
----	----	----	----	----	----

8 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

9 議案

第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

## 会議の状況

### 【議長】

時間になりましたので始めたいと思います。新聞に載っていたのですが、最近の高温で海外では百人単位で亡くなっているという記事がありましたので、作業の際は帽子の着用をお願いしたいと思います。あと、これから草が大分出てきます。西日本ではマダニの被害で既に何名か無くなっている方がいるそうですが、マダニの中のウイルスについては日本中どここのマダニにも入っているということです、肌の露出をなるべく少なくして農作業にあたっていただければと思います。

それでは令和4年度第4回の総会を開催したいと思います。出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより日程第1の農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第4回総会の議事録署名委員につきましては、6番倉持委員、8番関山委員をお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いいたします。

### 【事務局】

#### 一 報告事項（1）朗読 一

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、山西の川勾神社入口交差点の北西側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

報告事項については、以上でございます。

### 【議長】

報告事項であることから委員皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第11号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

なお、本案件のNo. 3については、中村委員に係る案件であることから、別々に諮らせていただきます。

事務局、No. 1及び2について朗読をお願いします。

### 【事務局】

#### 一 議案第11号No. 1及び2朗読 一

### 【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

№． 1 及び 2 について、橘川委員、お願いします。

#### 【委員】

7 月 15 日に借受予定者立ち合いのもと、一色地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。対象農地の場所は、一色の前寒風に位置する農用地区域の農地で、面積は 948 m<sup>2</sup>です。

借受予定者が町内で耕作する農地については、年間を通して適切に耕作・管理がされていない農地も見受けられたほか、町内農業者とのコミュニケーション不足についても懸念事項でしたが、借受予定者から営農計画や営農意欲などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めると判断しました。以上です。

#### 【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

#### 【事務局】

それでは議案第 11 号について、補足説明いたします。

№． 1 及び 2 については、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

議案第 11 号関係資料をご覧ください。

№． 1 は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1 ページから 5 ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

№． 2 については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、6 ページから 11 ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、位置図は 12 ページ、公図は 13 ページに添付しております。

利用目的は、卵の自家消費を目的とした養鶏(ようけい)となっており、併せて鶏の飼料となる穀物等を作付けする予定とのことで、新規の申請となっております。

借主が町内で耕作する農地については、農地パトロールでは適切に管理されていることが確認されましたが、現地確認報告にもあったとおり、一部の農地については、適切に耕作されていない期間もあったため、借主から営農計画や農業に対する意欲などの聞き取りを行いました。聞き取った結果、十分な営農意欲や計画を確認できたため、今後の農地利用については問題ないと思われれます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

#### 【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

**【委員】**

養鶏ということですが、届出や地権者との調整はできているのでしょうか。

**【事務局】**

養鶏に係る届出等については、利用権の設定に必要な要件ではありません。しかし、今回は中間管理機構である農業公社を通じた案件となっており、農業公社としては養鶏をするにあたって必要な届出がされていることが確認できないと受付をしないということでしたので、家畜衛生保健所に提出した届出の控えを農業公社が受理しているとのことでした。地権者へもあらかじめ借受予定者から養鶏を行うことの説明があり、それを承知しているとのことでした。

なお、動物の飼養については家畜衛生保健所への届出が必要なのと、採卵にしても卵の処理方法によって必要な届出等が異なるようですので、それについては家畜衛生保健所に確認いただく事項になります。

**【委員】**

養鶏を始めると周囲の農地に悪影響を及ぼす可能性もあると思いますが、周りの地権者との話し合いは行われているのでしょうか。

**【議長】**

悪影響とはどのようなことでしょうか。

**【委員】**

羽が飛ぶ、糞、鳴き声等です。そのあたりをきちんとしておかないと苦情のもとになります。

**【事務局】**

周囲の農業者それぞれに了解を得ているものではありません。当該農地の裏は山になっており、向かいも同じ地権者の農地となっており、位置関係からするとそれほど悪影響が出るものではないと考えております。

**【議長】**

あとは現地確認の際に鶏を囲うネットが低かったので、それについてはネットを高くするよう助言をしました。

**【事務局】**

他の地区での養鶏について、鶏が脱走して周辺の作物をついばんだり、道路上に出てしまい通行の支障となるような事例がありました。この場合は、家畜衛生保健所の指導によ

って改善が見られました。本件についても、家畜衛生保健所の飼養上の注意を守っていた  
だければそれほど大きな問題にならないと考えます。

**【委員】**

改善が確認できてから判断するほうが良いのではないのでしょうか。

**【議長】**

ケースバイケースですが、次回以降は事前に改善を促すことも検討したいと思います。

**【委員】**

農地が適切に管理できていない期間もあったが、新たな貸借を結ぶにあたり、聞き取り  
によって意欲を確認できたということですが、今までの農地の管理はやりきれていない中  
で新しい農地には注力する、その判断基準として営農意欲が確認できたということですが、  
意欲が現状を上回ることはないと思います。すでに耕作している農地が全て適切に管理さ  
れていることが前提で新しい貸借が認められるものですが、適正な管理ができていない中  
で意欲があるから認める、というのはどの程度許されるのか、もしくは他の事情を鑑みて  
のことなのか。所有農地は条件が悪く管理が難しいが新たに借りる農地なら適切に耕作で  
きるとか、新しく借りる農地は別の利用方法があるとか、具体的にはどのような判断がな  
されたのでしょうか。

**【委員】**

借受予定者と現地で立ち合いを行った際に、委員がおっしゃったことは、借受予定者に  
伝えました。そのうえで、十分な意欲や今後の対応が確認できたため、先ほどのような現  
地確認報告をさせていただきました。

**【委員】**

形式上の判断ではなく、現状に則した判断をしたということですね。

**【委員】**

そのとおりです。現地確認の際に借受予定者へそのことについても伝え、現地にいた農  
業委員及び事務局の前で、誰が見ても問題ないような管理を行っていく、という意思を確  
認できました。

**【議長】**

それではこれよりお諮りします。議案第11号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地  
利用集積計画のNo. 1及び2について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙  
手を求めます。

挙手多数でございます。

よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。

続きまして、No. 3について議題といたしますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議前に中村委員に退席を求めます。

— 中村委員退席 —

事務局、No. 3について朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第11号No. 3朗読 —

**【議長】**

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

No. 3について、野谷和雄委員、お願いします。

**【委員】**

No. 3について、報告いたします。

7月20日に、山西・川匂地区農業委員及び事務局で対象農地を確認いたしました。対象農地の場所は、川匂の古屋敷に位置する農用地区域の農地2筆で、面積の合計は1,806㎡です。

現地確認当日の農地の状況ですが、隣地との境界においては適切に草刈り等の管理が行われているものの、耕作されていない露地野菜の周辺では草が繁茂している区画が見受けられました。

本案件について検討した結果、借受予定者は長年農業に従事している経験があることや、地権者の意向も勘案し、草刈り等の管理を適切に行えば効率的な農地利用につながると判断しました。

**【議長】**

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは議案第11号について、補足説明いたします。

No. 3については、農業経営基盤強化促進法に基づく相対での利用権設定となっております。

議案第11号関係資料をご覧ください。

14ページに農用地利用集積申出書、15ページに営農計画書、16ページに位置図、17ページに公図の写し、を添付させていただいております。

利用目的は、露地野菜を作付けする予定となっています。

借主が町内で耕作する農地については、農地パトロールでは適切に管理されていることが確認されております。当該農地については、現地確認報告にもあったとおり、草刈り等の管理が適切に行われれば、今後の農地利用については問題ないと思われま

す。農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。以上、ご審議をお願いいたします。

**【議長】**

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

**【委員】**

借受予定者の借りているところはここだけでなく、中里地区にもあります。今後更新をするにあたって、この農地だけで評価するのではなく、あくまで総合的な判断ということですが、どのように考えればよいのでしょうか。

**【委員】**

借受予定者の耕作の考え方と、今までの二宮で継承されてきた耕作の方法・管理方法との間に乖離があると思います。それについて、本人に聞いても良いかと思います。この農地の南に借受予定者が借りている農地があり、私もいつも見っていますが同じような状況です。また当該農地は、借受予定者が当初利用権を設定した際に、一時転用の許可を得て盛土を行っています。

**【事務局】**

当該農地については作付けしている農地中央部は草が繁茂していましたが、隣地のとの境界周辺については刈り込みを行って周囲を意識していることが見受けられました。

**【委員】**

借りている農地を全て確認して、仮に手が回っていないという理由で草が繁茂しているなら、営農面積の縮小を考えていただくことも検討の余地があると思います。

**【委員】**

この案件については、8月1日からの利用権設定で継続ですが、保留や継続審議にしてしまうと、今の時期で1か月、2か月間が空くとまた同じように草が繁茂してしまいます。ただ、私も今朝確認してきましたが、現在の農地はきれいな状態です。今日は、この農地の案件に対して審議しているわけですので、借受予定者の考え方等を別の場所でしっかりと確認して、そのうえで次回の継続若しくは新規の案件が出た際の対応を考えておく必要があると思います。

**【事務局】**

全部効率利用要件については、直近の利用状況調査で適判定であることが必要としています。これまでも、年に一回の利用状況調査で適切に管理されていれば、認めてきた前例もございます。ですので、本案件について現時点で適切に管理されていないということを理由に認めないことは、公平性の観点からは少し厳しい判断かと思えます。ただ、通年適切に管理していただくというご意見も当然あると思えます。先ほどもお話がありましたが、立ち合いの時には間に合わなかったものの、現状はきれいにしているということで、本案件については従前どおりの基準でご判断いただいて、次回以降は今後の話し合いも含めて基準を定めていくのもよろしいかと思えます。

**【議長】**

利用状況調査の適判定の中にも程度の差がありますね。

**【事務局】**

当該農地はさきほど委員がおっしゃったように盛土がされています。もしこの農地の利用権が更新できない場合は、原状復旧して地権者に返還する必要があります。更新ができず、原状復旧ができないということになると地権者は農業委員会に借り手のあっせんを希望することが想定されますので、この点についてもご承知おきください。

**【委員】**

確かに盛土されていることも勘案すると、原状回復や別の借り手を見つけることも難しいですね。

**【委員】**

利用状況調査では適判定ではあるものの、聞き取りにより潜在的な不安があるということで、そちらは別件として話し合いをする必要があると考えます。

**【議長】**

それでは、借受予定者の農法や営農状況については改めて確認させていただくこととして、本案件は決を採らせていただきます。

これよりお諮りします。議案第11号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のNo. 3について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手多数でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。それでは、中村委員の復席をお願いします。

— 中村委員復席 —

中村委員、ただいまの議案第11号については、「原案のとおり決定する」とこととされましたので報告いたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時30分閉会